

熊本県国土利用計画審議会の概要等

■熊本県国土利用計画審議会について

・ 熊本県国土利用計画審議会の概要	1
・ 熊本県国土利用計画審議会条例	2
・ 審議会等の会議の公開に関する指針	4
・ 熊本県国土利用計画審議会傍聴要領	6

■土地利用基本計画について

・ 国土利用計画法の概要	7
・ 国土に関する諸計画の体系	8
・ 土地利用基本計画の概要	9
・ 土地利用基本計画と個別規制法に基づく土地利用規制の概要	11
・ 土地利用基本計画の5地域と個別規制法の地域区分の関係性	12
・ 土地利用基本計画の変更手続き	14

■その他参考資料

・ 熊本県土地利用基本計画の計画図 森林地域縮小に係る審議の取扱い	15
・ 林地開発許可制度の概要	16

熊本県国土利用計画審議会の概要

国土利用計画審議会は、国土利用計画法第38条第1項の規定により、各都道府県に設置されるもので、その役割等は次のとおり。

1 審議会の役割

- (1) 県が国土利用計画（県計画）の策定及び変更をする場合に、審議会の意見を聴く。（法第7条第3項及び同条第9項）
- (2) 国土利用計画（市町村計画）の策定及び変更について、知事が市町村に対し必要な助言又は勧告をする場合に、審議会の意見を聴く。（法第8条第5項及び同条第6項）
- (3) 県が土地利用基本計画の策定及び変更をする場合に、審議会の意見を聴く。（法第9条第10項及び同条第14項）
- (4) 上記の他、知事の諮問に応じ、県土の利用に関する基本的事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議する。（法第38条第1項）

2 熊本県国土利用計画審議会の組織及び任期

- (1) 審議会は、熊本県国土利用計画審議会条例の規定により、知事が任命する委員25名以内をもって組織する。（条例第2条第1項）
- (2) 委員の任期は、熊本県国土利用計画審議会条例により、3年。（条例第3条第1項）
- (3) 国土庁土地局長通達（当時）では、委員の人選にあたっては、農業、林業、商工業、自然保護、防災、文教、社会福祉、地方行財政、都市問題、土地問題、交通問題、水問題、一般言論の13分野を例示しており、本県の審議会においては、この13分野に水産業を加えた14分野から委員を選任している。

3 近年の開催状況等

近年は、熊本県土地利用基本計画（第5次熊本県国土利用計画）策定に係る意見聴取（特別委員会）や、土地利用基本計画（計画図）変更に係る意見聴取のために開催している。

なお、委員数は現在19名であり、現在の委員の任期は令和8年3月31日まで。

○熊本県国土利用計画審議会条例（昭和４９年熊本県条例第５７号）

（趣旨）

第１条 この条例は、国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）第３８条第２項の規定に基づき、同条第１項の規定により設置する熊本県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する委員２５人以内をもって組織する。

２ 特別の事項を調査審議させるため、審議会に臨時委員を置くことができる。

３ 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

４ 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し特別に調査審議する必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

（任期）

第３条 前条第１項の委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 委員は、再任されることができる。

３ 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第４条 審議会に会長を置く。

２ 会長は、委員の互選により定める。

３ 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４ 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条 審議会は、会長が招集する。

２ 会長は、審議会の議長となる。

３ 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

４ 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条 審議会の庶務は、企画振興部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月20日条例第57号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（熊本県国土利用計画地方審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に第13条の規定による改正前の熊本県国土利用計画地方審議会条例第2条第1項の規定による熊本県国土利用計画地方審議会の委員である者は、第13条の規定による改正後の熊本県国土利用計画審議会条例第2条第1項の規定によって熊本県国土利用計画審議会の委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則（平成14年3月25日条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月21日条例第39号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

審議会等の会議の公開に関する指針

平成10年12月11日熊本県知事決定

改正平成13年3月30日

第1 目的

この指針は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第32条に基づき、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。

第2 審議会等

この指針において「審議会等」とは、知事の附属機関及びこれに類するものをいう。

第3 公開の基準

審議会等は、原則として会議を公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

ア 条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。

イ 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

第4 公開・非公開の決定

ア 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は、会議を非公開とすることができるものとする。

イ 審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

第5 公開の方法

ア 審議会等は、会議を公開するときは、県民の傍聴のために、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

また、審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

イ 審議会等は、会議の終了後において会議資料及び会議録等を閲覧に供するよう努めるものとする。

第6 会議開催の周知

審議会等は、公開の会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、次の事項を熊本県公報に登載するとともに、報道機関へその情報を提供するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

- ① 開催日時
- ② 場所
- ③ 議題
- ④ 傍聴者の定員
- ⑤ 傍聴手続
- ⑥ 問い合わせ先
- ⑦ その他必要な事項

第7 その他

- (1) 知事は、審議会等の名称、審議事項等に関する資料を作成し、県民の利用に供するものとする。
- (2) 知事は、毎年1回、各審議会等について、この指針の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。
- (3) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- (4) この指針は、平成11年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。ただし、会議の公開・非公開の決定に関する部分の規定は、平成11年1月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。

熊本県国土利用計画審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- ① 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻 5 分前までに氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- ② 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- ① 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- ② 会議において、飲食喫煙などはできません。
- ③ 会議において、写真撮影、録画、録音などはできません。
- ④ その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- ① 上記 2 のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。ご不明な点は係員にお尋ね下さい。
- ② 傍聴される方が、以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なお従われない場合は、退場していただく場合があります。
- ③ 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、及び緊急に公開になじまない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とすることがあります。

国土利用計画法の概要



※ 都道府県地価調査 (施行令第9条)

土地取引規制における価格審査において、相当な価額の算定に資するため、都道府県知事が毎年1回、各都道府県の基準地 (令和5年は全国 21,381 地点) について不動産鑑定士等の鑑定評価を求め、これを審査、調整し、一定の基準日 (7月1日) における正常価格を公表するものである。

国土形成計画法

国土形成計画法
国土の利用に関して基本とする

国土形成計画
全国計画 R5.7.28 閣議決定
広域地方計画

国土形成計画
計画への多様な主体の参画
・地方公共団体から国への計画提案
・国民の意見を反映させるための必要な措置

国土形成計画
全国計画 R5.7.28 閣議決定
全国レベルの国土利用のあり方

基本とする

都道府県計画
都道府県レベルの国土利用のあり方

基本とする

市町村計画
市町村レベルの国土利用のあり方

即する

市町村基本構想

国土利用計画法

国土利用計画法
国土の利用に関して基本とする

国土利用計画
全国計画 R5.7.28 閣議決定
全国レベルの国土利用のあり方

基本とする

都道府県計画
都道府県レベルの国土利用の調整と大枠の方向付け
(1) 計画図(5万分の1)
・都市地域
・農業地域
・森林地域
・自然公園地域
・自然保全地域
(2) 計画書
土地利用の調整等に関する事項

即する

都市計画
都市計画法
都市地域

農業振興地域
農業振興地域に関する法律
農業地域

森林法
森林地域

自然公園法
自然公園地域

自然環境保全法
自然保全地域

都市計画区域
農業振興地域
森林
国有林
民有林
国立公園・国立公園
都道府県立自然公園
原生自然環境保全地域
自然環境保全地域
都道府県自然環境保全地域

土地取引の規制
・許可基準
・勧告基準

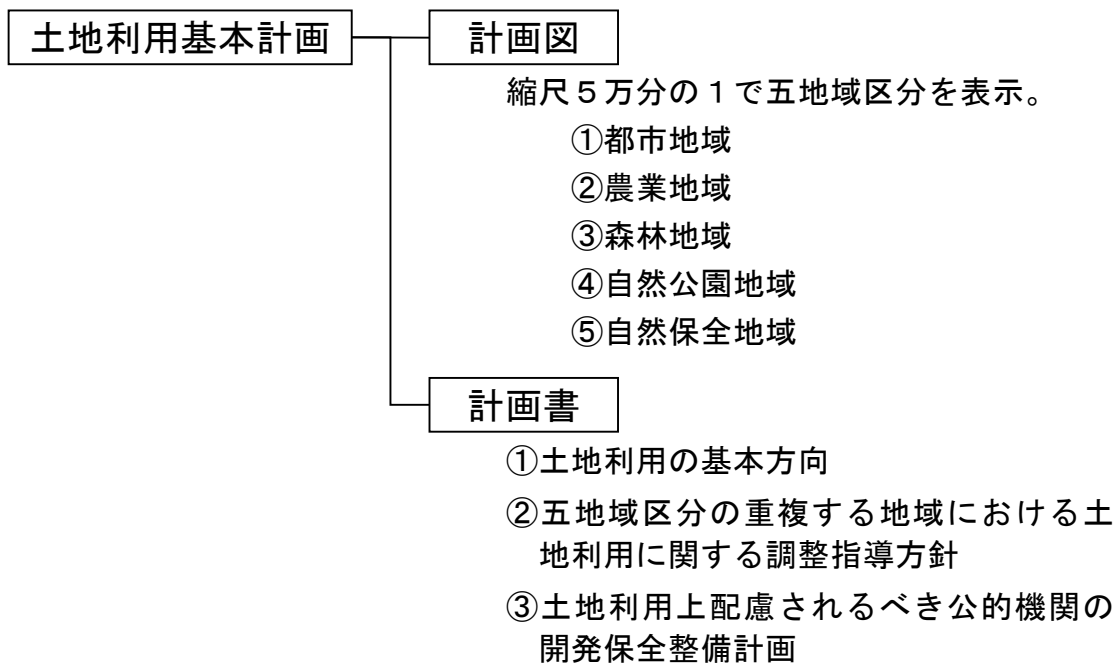
土地利用基本計画の概要

1 役割

- 土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置を実施するに当たっての基本となる計画である。
- 都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合調整機能を果たす。
- 土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たす。

2 構成及び内容

- 国土利用計画法で示される国土利用に関する構想に沿っての現実の土地利用がなされることを確保するため、都道府県の区域について、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域区分（計画図）と土地利用の調整等に関する事項（計画書）を定める。



3 変更手続（国土利用計画法第 9 条 10 項～13 項）

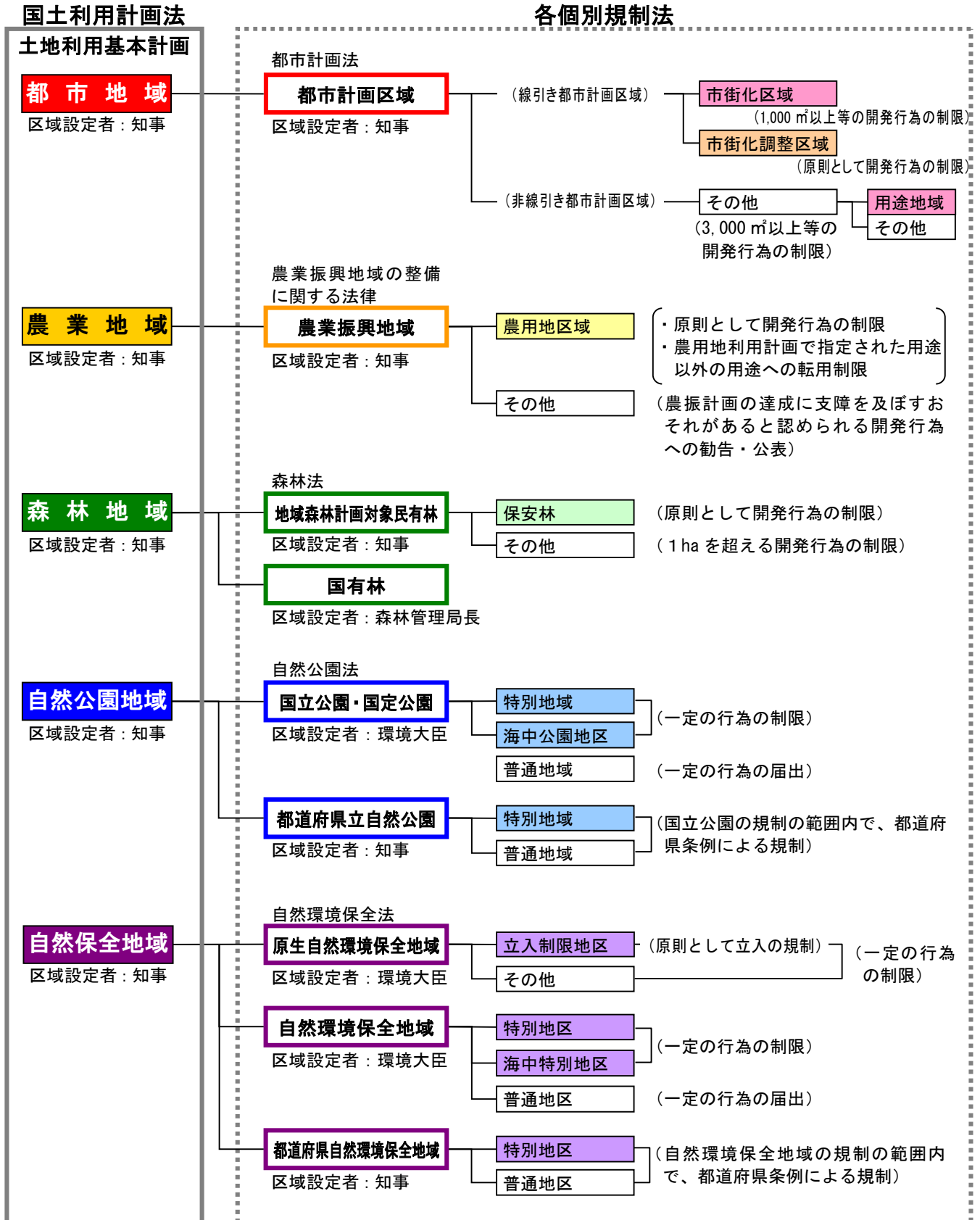
- 関係市町村長の意見聴取
- 国土利用計画審議会への意見聴取
- 国土交通大臣への協議
- 策定（変更）後、遅滞なく公表

4 五地域区分の定義等

地域区分	国土利用計画法上の規定	運用上の定義 (国土交通省運用指針)
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域	都市計画法第5条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定めることが予定されている地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるもの	自然公園法第2条第1号の自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立公園）として指定されている又は指定されることが予定されている地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもの	自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域

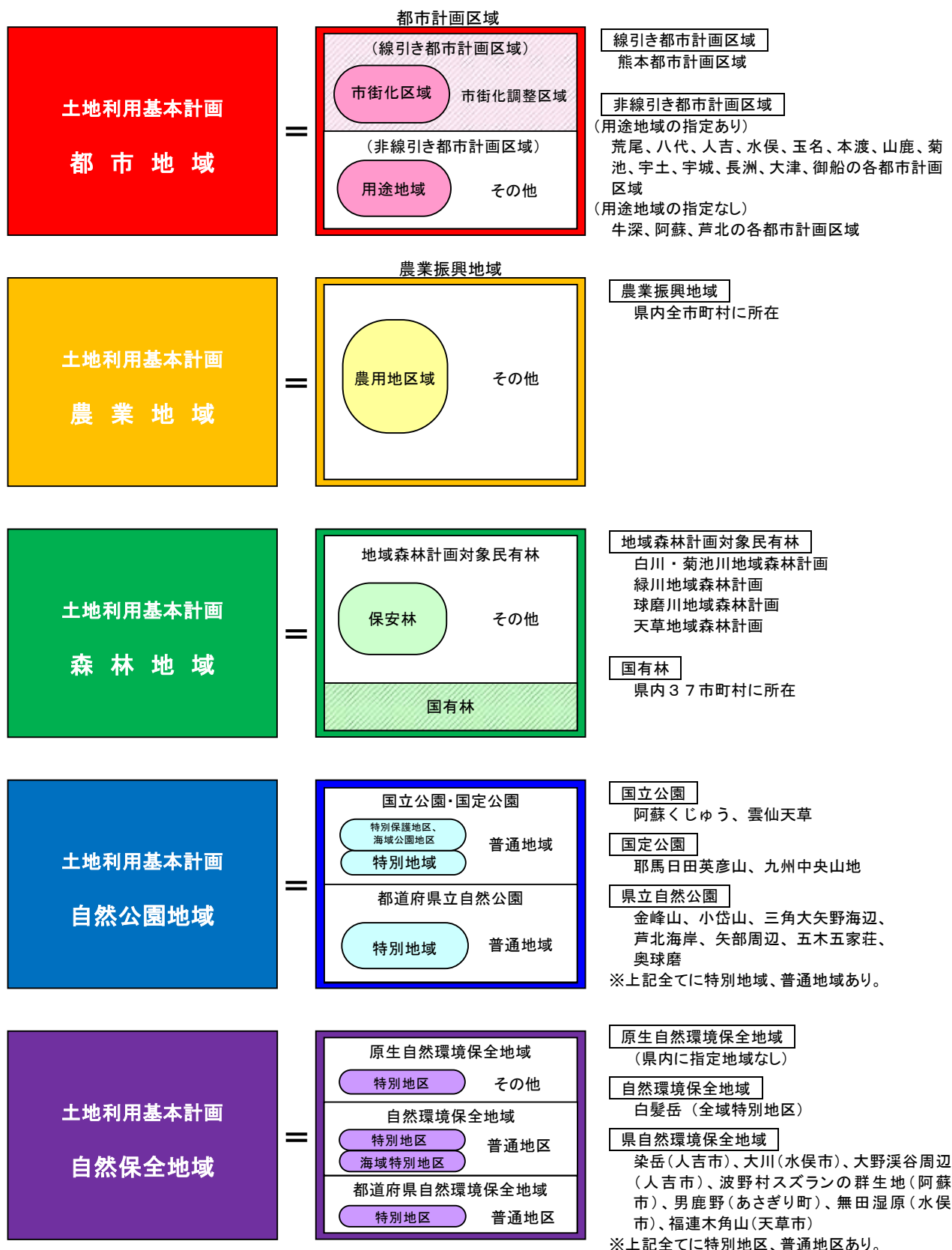
土地利用基本計画と個別規制法に基づく土地利用規制の概要

土地利用基本計画は、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置等を実施するための基本となる計画であり、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本とし、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山・治水等に配慮しつつ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別の土地利用規制法と相まって適切かつ合理的な土地利用を図るための上位計画として位置づけられている。

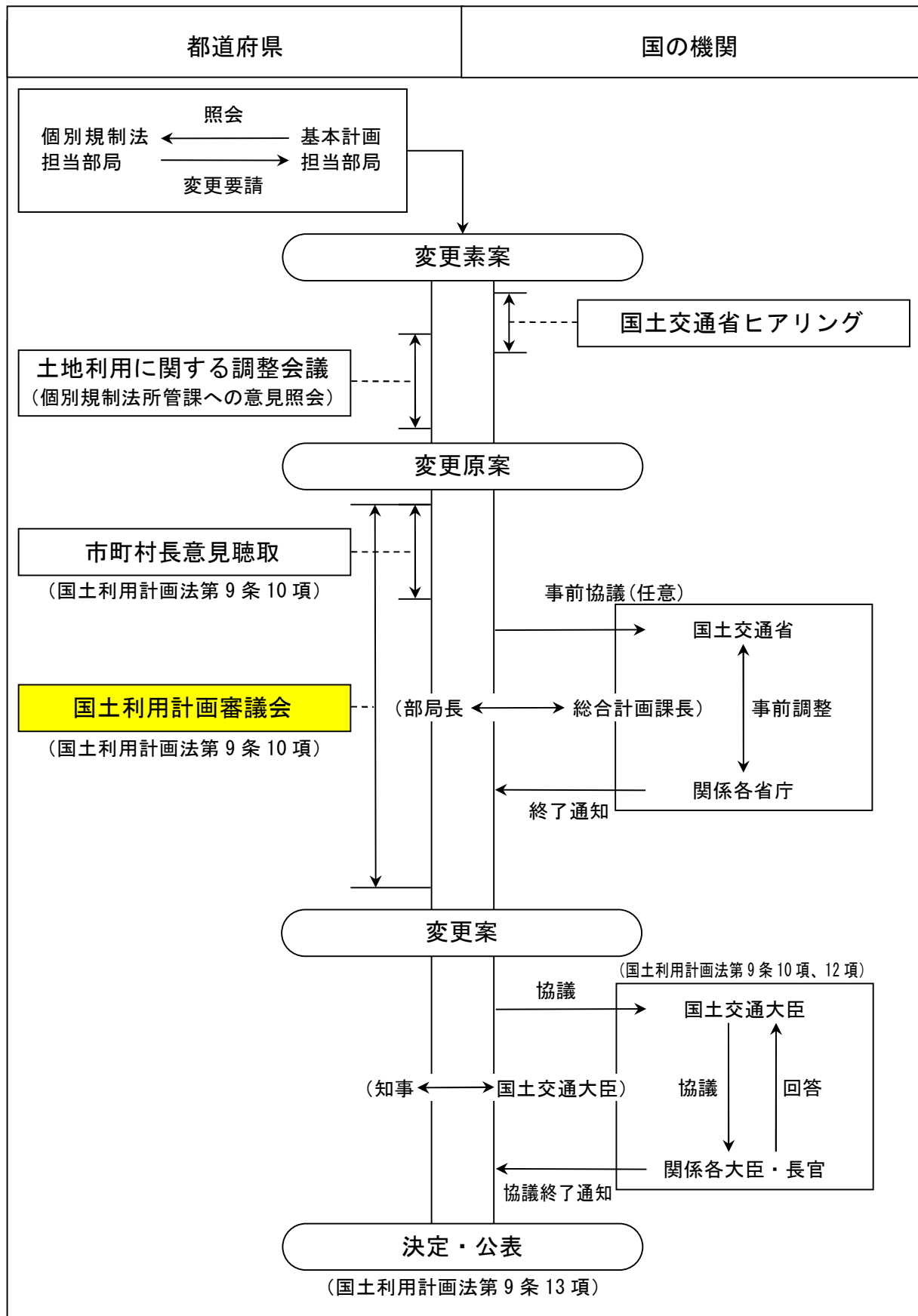


土地利用基本計画の5地域と個別規制法の地域区分の関係性

- ・土地利用基本計画の各地域（下の図では、■ ■ ■ ■ ■）については、『国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画の運用指針』（平成29年4月28日付国土交通省通知）で運用上の定義が示されており、その定義は個別法の地域・区域（下の図では、□ □ □ □ □）に該当する。
- ・本県では、土地利用基本計画について、この運用指針を基に運用しており、個別法の地域・区域（下の図では、□ □ □ □ □）を変更する場合は、土地利用基本計画の各地域（下の図では、■ ■ ■ ■ ■）を変更する必要がある。



土地利用基本計画の変更手続き



熊本県土地利用基本計画の計画図 森林地域の縮小に係る審議の取扱い

平成28年度からの取扱い

- 森林地域の縮小に係る審議会での取扱いについては、「審議」から「報告」に変更する。※諮問（審議）事項ではなく、報告事項として説明する。
- 「報告」のタイミングは、林地開発事業完了後とする。その後、土地利用基本計画図の変更を行う。
- 案件が、森林地域の縮小のみの場合、会長に相談のうえ、審議会を開催せず、書面による「報告」も可能とする。

- ・ 森林法に基づく林地開発許可制度（概要はP16に記載）により開発される森林については、開発行為が完了した後に「地域森林計画」を変更し、地域森林計画対象民有林から除外されます。
（これは、経済的、社会的情勢の変動等により、許可後に事業の停止や未着手となることも想定されることから、開発許可申請書の内容に基づき、完了したことを確認する必要があるためです。）
- ・ この地域森林計画対象民有林から除外するタイミングと同時期に、「土地利用基本計画」の森林地域を縮小することとしているため、「土地利用基本計画」の森林地域を縮小する段階では、既に林地開発は完了していることとなります。
- ・ このため、平成27年度までの当審議会で、委員から「森林法に基づく林地開発許可がすでになされた場所、あるいは林地開発許可を受けて、既に森林でなくなった場所を審議会において審議することは、個別法による調整の追認にしかない」との御意見を受けていました。
- ・ このような御意見を踏まえ、「国土利用計画法に基づく土地利用計画及び国土利用計画の運用指針」（平成25年3月22日付国土交通省通知）で例示された運用（例：森林地域の縮小案件について、あらかじめ審議会の承認を得て報告事項とする。）を参考に、当審議会において、平成28年度に委員の皆様にお諮りし、取扱いを変更しました。

【参考】計画図変更に係る過年度の審議事項

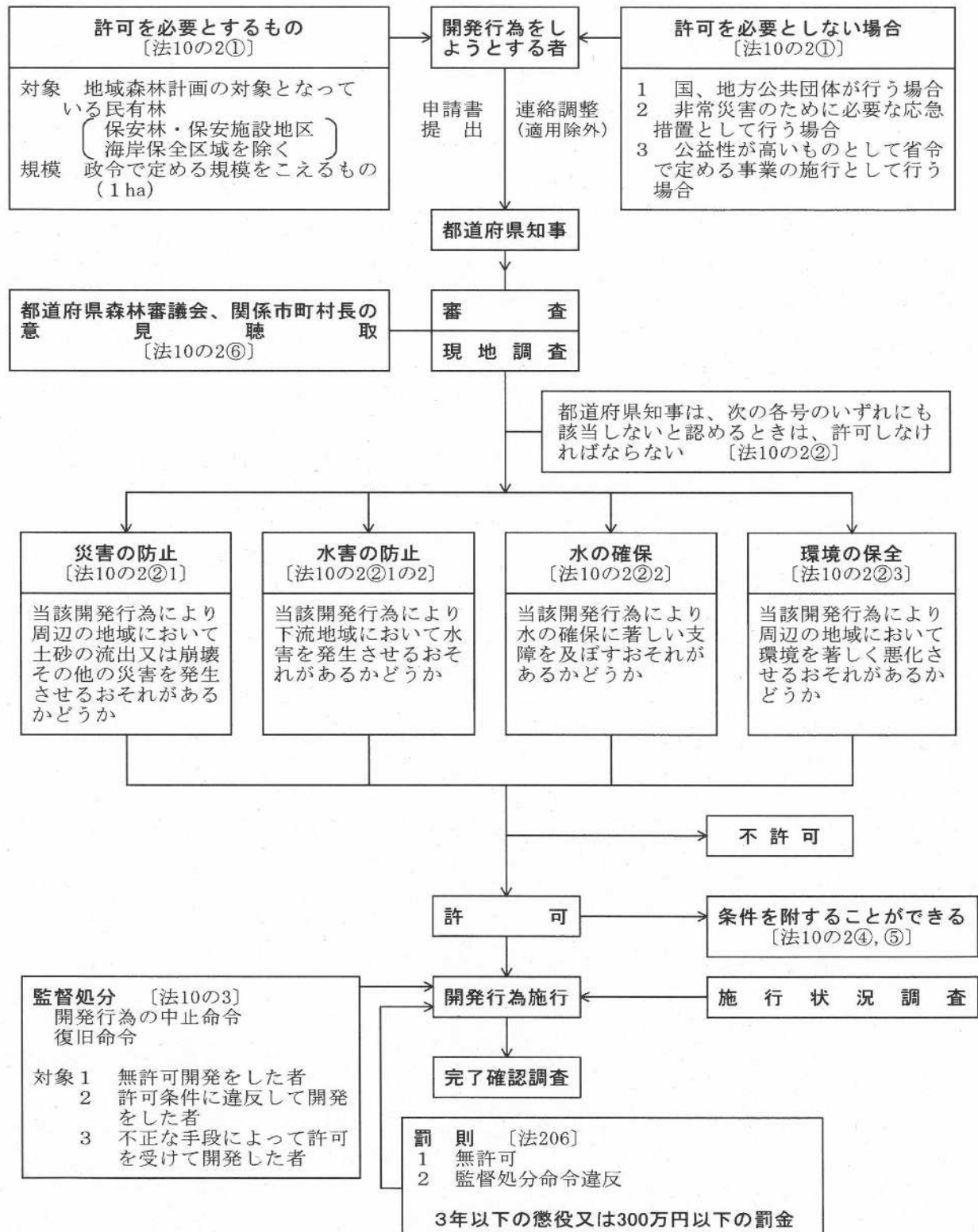
年度	審議事項
平成29年度	【諮問事項】…農業地域の拡大、縮小 【報告事項】…森林地域の縮小
平成30年度	【諮問事項】…なし 【報告事項】…森林地域の縮小
令和元年度	【諮問事項】…農業地域の縮小 【報告事項】…森林地域の縮小
令和2年度 （書面会議）	【諮問事項】…農業地域の縮小 【報告事項】…森林地域の縮小
令和3年度 （書面会議）	【諮問事項】…なし 【報告事項】…森林地域の縮小
令和4年度	【諮問事項】…なし 【報告事項】…森林地域の縮小

林地開発許可制度の概要

保安林以外の普通林における林地開発許可制度とは

- 森林は、保安林以外の森林（普通林）であっても水源の涵養、災害の防止、環境の保全などの公益的機能を有しており、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しています。
- このため、普通林の開発に当たってはこうした森林の持つ機能が損なわれないよう適正に行うための一定のルールが定められています。

林地開発許可制度の概要



注：〔 〕は、根拠法である森林法の条項を示す。